

令和7年1月31日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市議会議員 桃井 弘子

文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

伊賀市生活排水処理施設整備計画について

伊賀市の生活排水処理施設の整備については、平成28年5月策定の伊賀市生活排水処理施設整備計画に基づき事業を進めている。同計画においては、伊賀市の中心市街地を含む上野処理区、新居三田処理区及び佐那具処理区について、策定当初は集合処理である公共下水道での生活排水処理を計画していたが、令和4年2月の同計画の見直しにより、公共下水道から個別処理である合併処理浄化槽に変更したものと認識している。

については、次の事項について質問する。

1. 令和4年2月に見直しを行った伊賀市生活排水処理施設整備計画において、集合処理から個別処理に計画を変更した範囲を示されたい。
2. 1. の質問の範囲において試算していた公共下水道事業整備費用の総額と、同範囲を合併処理浄化槽事業へ計画を変更することにより縮減できる費用の差を示されたい。
3. 合併した町や村は公共下水道普及率が高いにも関わらず、1. の質問の範囲の公共下水道事業計画が頓挫した理由を示されたい。

